

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召しませぬようお気を付けください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 税務カレンダー（2025年2月の税務）
2. 相続放棄の手続きの実際とその流れ
3. 人手不足の対処方法

2025年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税・地方消費税＞
- 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）
＜消費税・地方消費税＞

- 前年分贈与税の申告（2月3日から3月17日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月17日から3月17日まで）
- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付（2月中において市町村の条例で定める日）

相続放棄の手続きの実際とその流れ

◆相続における3つの選択

相続が発生すると相続人となる者は、単純承認（プラスの財産もマイナスの財産もすべて相続する）、もしくは限定承認（プラスの財産の範囲内でマイナス財産を引き継ぐ）、または相続放棄（遺産の相続を放棄しプラスの財産もマイナスの財産も一切相続しない）のいずれかを選ぶことになります。

相続放棄を選択するのは、一般的に借金が多い場合と考えられますが、借金がなくとも相続にかかわりたくない、財産分与ゼロでハンコを押すのはしやくだなど、他の理由であっても自分の意思で選べます。

◆相続放棄の手順

（1）家庭裁判所へ相続放棄を申述する

相続放棄の申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所にしなければならぬと定められています。申述書に申述内容を記入し、被相続人の住民票除票又は戸籍附票や申述人（放棄する人）の戸籍謄本など（＝申述人の被相続人との関係性により必要書類は変わってくる）を添付して家庭裁判所に書類を送ります。

（2）家庭裁判所から「照会書」が届く

申述後、家庭裁判所から「照会書」が届き、①誰かに強要されたり、②他人が勝手に手続きしたり、③相続放棄の意味がわからず手続きしていないかなど、その申述が本人の真意によるものかの確認がなされます。

書類をよく読んで、真意である旨を「回答書」に自筆で記載し期限内に返送します。

（3）「相続放棄申述受理通知書」で完了

家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」（相続放棄が無事に認められた旨の通知）が届いて手続き完了となります。

なお、他の相続人が相続手続きをする際に「相続放棄申述受理証明書」の原本が必要となります。通常は、受理通知書が届いた後に受理証明書の交付申請を行います。事前に受理証明書の交付申請を行えば受理通知書に同封されて受理証明書も届きます。

相続放棄のデメリット

相続放棄が完了すると後から撤回できないため、相続放棄完了後に莫大な財産が見つかったとしても、その財産を引き継ぐことはできません。また、他にも個々の事情で発生するデメリットもあり得ます。放棄に際しては、司法書士などの専門家に相談しながら手続きすることをお勧めします。

確定申告が始まります！

令和6年（2024年）分の確定申告期間は、2/17（月）～3/17（月）です。

各種控除に必要な書類

- * 社会保険料・生命保険料など控除証明書
 - * 医療費控除
 - * 寄附金控除
 - * 住宅借入金等特別控除（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高の証明書）など
- 事前に必要な書類の準備をお願い致します。



人手不足の対処方法

◆厚生労働省の労働経済動向調査より

令和6年8月に行われた調査に「労働者不足の対処方法に関する事項」があります。この調査では人手不足と回答している事業者は80%に上り、人手不足に悩む事業者が多いことがわかります。

◆どのような対処方法をとったか

令和5年8月からの1年間に人手不足を補うためにとった方法と割合、今後1年間にとるであろう割合を紹介します。

(いずれも複数回答)

- ①正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加……過去1年間59%、今後1年間60%
- ②在職者の労働条件の改善（賃金）……過去1年間55%、今後1年間48%
- ③臨時労働者、パートタイマーの増加……過去1年間40%、今後1年間41%
- ④派遣労働者の活用……過去1年間38%、今後1年間35%
- ⑤求人条件の緩和……過去1年間36%、今後1年間34%。求人条件緩和は賃金、労働時間、休暇、学歴、必要資格、経験等の条件が挙げられています。
- ⑥離職、転職の防止強化、再雇用制度、定年延長、継続雇用等……過去1年間34%、今後1年間36%。離職転職の防止策としては労務管理の改善（労働条件以外の福利厚生、労使関係）、教育訓練の実施などが挙げられています。再雇用は高齢者の定年後再雇用のみならず、子育てで一旦退職した女性も再雇用する仕組みをとっているところもあります。
- ⑦在職者の労働条件の改善（賃金以外）……過去1年間31%、今後1年間31%。労働条件の改善は休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援、復帰支援制度の充実などが挙げられています。
- ⑧配置転換・出向者の受入れ……過去1年間25%、今後1年間24%
- ⑨省力化投資による生産性の向上・外注化・下請け化等……過去1年間16%、今後1年間19%

◆今後人手不足に悩む事業者は

上記のように調査に回答した事業者は様々な対処方法で人手不足を乗り越えようとしています。このような施策を行わないままでは、人手不足は解消されません。自社の取り組みを検討してみましょう。

今年の恵方巻の方角
「西南西」

